

2024年度

法律科目論述式試験① 問題 (憲法・民法・刑法)

(試験時間 10:30~13:00 150分)

1. 受験にあたっての注意

- (1) 試験終了前に答案を完成させた場合であっても途中退出はできません。トイレ等による退出も休憩時間以外は、原則としてできません。試験時間中の無断退出は棄権とみなします。
- (2) 試験を途中で棄権する場合であっても解答用紙は回収しますので、解答用紙の試験会場からの持ち出しは禁止します。また、解答用紙は科目毎に1枚ずつ配布します。
- (3) 解答用紙及び試験用六法の受験番号欄と氏名欄については、黒のペンまたはボールペンを使用して記入してください。また、解答欄はH B の黒鉛筆またはシャープペンシル、黒のペンまたはボールペンを使用して記入してください。
- (4) 机の上に置くことができるものは、受験票、黒のペンまたはボールペン（色の消えるものを除く）、H B の黒鉛筆またはシャープペンシル、ラインマーカーまたは色鉛筆、プラスチック製消しゴム、時計（時計機能だけのもの）、眼鏡、その他監督者が許可した物です。

2. 不正行為・迷惑行為の禁止

以下の行為があった場合は「失格」とし、その時点以降の受験はできません。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- (1) 試験中に他人に援助を与えたり、他人から援助を受けた場合
- (2) 他人に代わって試験を受けた場合
- (3) 他人に対する迷惑行為を行った場合
- (4) 試験監督者の指示に従わなかった場合
- (5) その他の不正行為を行った場合



次の【事実】を読み、下記の【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。なお、各設問は独立しているものとする。

I 次の 1 から 8 までの事実があった。

【事実】

1. A は、東京郊外に建物甲を所有していた。A は、2020 年 4 月 1 日に、知人 B より返済期限を 2023 年 3 月末とする 2000 万円の融資を受けた（以下、この融資による債務を「 α 債務」とする。）。同日、A は α 債務の担保として、B のために甲に抵当権を設定し、直ちにその旨の登記がされた。
2. 2023 年 3 月 1 日に、A は、著名な芸術家 C との間で、以下のア～ウの事項を内容とする甲の賃貸借契約を締結し、直ちに C に甲を引き渡した。
 - ア 甲の使用期間を、2023 年 3 月 1 日から 2 年間とし、更新も可能とする。
 - イ 月額賃料を 30 万円とする。
 - ウ 甲を住居兼アトリエとして使用する。
3. 同年 3 月末に、A は、 α 債務を B に弁済することができなかつた。そこで、B は、甲に設定された抵当権による競売を裁判所に申し立てた。
4. A は、C との賃貸借契約締結後、金策に走り回るあまり、甲の管理をおこなわなかつた。同年 9 月初めに、外からは見えない甲の屋根の内部で毀損箇所が生じた。しかし、A はこのことを把握していたにもかかわらず、放置した。
5. 同年 9 月 20 日に、東京地方に台風が襲来し、その風雨により甲の屋根の毀損が拡大し、甲の室内で雨漏りが発生した。この雨漏りにより、C の美術作品乙が毀損し、50 万円の価値を喪失した。
6. C は、同年 9 月 21 日に A に対し、甲の屋根の修繕を求めた。しかし、A は、理由を示すことなく、C の要請に応じられないとした。そこで、C は、同年 9 月 22 日に、工務店 D との間で、甲の屋根の修繕に関する契約を締結した（以下、「本件契約 1」とする。）。
7. 同年 10 月 1 日に、D による甲の屋根の修繕工事が完了したことから、C は、D に、本件契約 1 の報酬として 30 万円を支払った（以下、本件契約 1 による報酬債務を「 β 債務」とする。）。この金額は、甲の屋根の修繕のために適正なものであった。
8. 同年 10 月 2 日に、C は、A に対し、①乙の価値相当額の賠償及び② β 債務相当額の償還を、それぞれ求めた。なお、C は、同年 9 月分までの賃料を A に約定通り支払っていた。

【設問 1】 （前記 1 から 8 の事実に基づき、答えなさい。）

C の A に対する①及び②の請求は認められるか、検討しなさい。

II 上記 1 から 8 までの事実に加えて、9 から 10 までの事実があつた。

【事実】

9. 事実 3 に挙げられる甲の競売手続きが進み、2023 年 10 月 3 日に E が甲の買受人として決定され、E への所有権移転登記がされた。
10. E は、同年 10 月 4 日に、C に対し、甲の明渡しを求めた。これに対し、C は、①自身の甲に関する賃借権は E との関係で有効なものであると反論し、②また仮に①の反論が認められないとしても、事実 8 に挙げられる各請求に関する支払いを A から受けていないと反論し、E の請求を拒んだ。

【設問 2】（前記 1 から 10 までの事実に基づき、答えなさい。）

E の C に対する請求が認められるか、事実 10 に挙げられる C の①及び②の反論の当否を明らかにしたうえで、検討しなさい。

(120 点)